

ニュースレター

2017年10月

2010年個人情報保護法(PDPA)の取締り強化

個人情報保護局は現在、個人情報保護法の取締りを積極的に実施しています。

ホテルや教育関連の企業、人材紹介の会社に対し個人情報保護法違反で最高 RM20,000 までの罰金を科しています。

そのため、データ利用者は Personal Data Protection Regulation (PDPA 規則) と Personal Data Protection Standards (PDPA 基準) を含む個人情報保護法に基づくすべての要件とその下位規則に準拠していることを確認することが重要です。

違反と罰則の詳細は以下の通りです：

For further information, please contact:

Chew Kherk Ying
+603 2298 7933
KherkYing.Chew@WongPartners.com

Chen Hong Sze
+603 2298 7918
HongSze.Chen@WongPartners.com

Adeline Lew
+603 2298 7813
Adeline.Lew@WongPartners.com

Yeow Jie Han
+603 2298 7986
JieHan.Yeow@WongPartners.com

日本語でのお問い合わせは
井上まで：

井上 洋子 / Yoko Inoue
Client Manager, Japan Practice
+65 6434 2605
yoko.inoue@backermckenzie.com

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur

No.	企業	違反	罰則
1.	ホテル 判決日： 20/9/2017	セクション 16(4) 登録証明なしに個人情報を処理する セクション 5(2) 同意なしに個人情報を処理する	以下のいずれか： <ul style="list-style-type: none">合計 RM 20,000 の罰金 (1 つの違反につき RM 10,000) ; 従わない場合8 ヶ月の禁固刑
2.	私立高等教育機関 判決日： 14/8/2017	セクション 16(4) 登録証明なしに個人情報を処理する	以下のいずれか： <ul style="list-style-type: none">RM 10,000 の罰金; 従わない場合3 ヶ月の禁固刑
3.	人材紹介会社 判決日： 27/9/2017	セクション 16(4) 登録証明なしに個人情報を処理する	RM 10,000 の罰金

以下が証明できない限り、法人企業の取締役やオフィサーに禁固刑が適用される可能性があります：

- 違反が当人の認識、同意、または黙認なしに行われた、かつ、
- 当人が妥当なすべての予防策を講じ、違反を防止するために適切な努力をした。

